

分科会評価結果

〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉

本事業は、国民健康保険制度や社会保険制度等から後期高齢者医療制度へ移行する際、継続的に保健事業を実施するために、複数の慢性疾患を持ちフレイル状態に陥りやすい後期高齢者に対し、医療専門職が積極的に関わることで、後期高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、自立した生活と社会参加ができるようになることを目的としている。

保健指導の実施やフレイル予防の普及啓発は、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下防止につながり、また、従来、保健指導が行われていなかった高齢者にアプローチすることは、医療機関への受診や検査値の改善につながる効果があることから、本事業の必要性は高いことが認められる。

しかしながら、後期高齢者に対する個別的支援については、令和5年度の利用者が15名と少なく、今後は勧奨方法や対象者の抽出条件などの見直しや関係機関とのさらなる連携強化の必要性があることから、改善の上で継続とした。